

令和元年度 第11回定例農業委員会総会議事録

1. 招集の別 農業委員会等に関する法律27条第1項による

2. 日 時 令和2年2月10日 午後1時30分

3. 場 所 ろくじ館会議室

4. 議 題 議案第33号 農地法第3条許可申請書審議について

議案第34号 農地法第5条許可申請書審議について

議案第35号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について
(諮問)

5. そ の 他

6. 出席委員

農業委員

1 番 山内 亮一	2 番 長野 和代	3 番 中村 幸信
4 番 松本 茂	5 番 平井 豪	6 番 奥名 政成
7 番 清住 昇	8 番 佐藤 礼治	9 番 福永 浩紀
10 番 岡本 篤幸	11 番 五嶋 靖	12 番 中村 峯子
13 番 島津 和徳	14 番 本田 廣正	

農地利用最適化推進委員

西村 孝生	井上 良治	田上 安幸	河嶋 隆雄	本田 忠文
志垣 保博	伊佐 浩二	坂本 秀孝	坂本 導成	緒方 寛二
上村 敦之				

7. 欠席委員

なし

8. 議事録署名人

8 番 佐藤 礼治

9 番 福永 浩紀

9. 本会議に職務のため出席したものの職氏名

事務局長 井上 幸介

事務局職員 古田 昭憲 本田裕一郎

会 議

1. 開 会

事務局 定刻になりましたので、総会を始めたいと思います。

まず、総会の成立要件を申し上げます。本日の出席委員は14名でございます。甲佐町農業委員会会議規則第6条の規定を満たしますので、総会は成立することをご報告いたします。

ただいまから令和元年度第11回定例農業委員会総会を始めさせていただきます。

2. 会長挨拶

事務局 会長からご挨拶をお願いいたします。

会 長 会長あいさつ。

3. 議事録署名委員の指名

事務局 議事録署名委員の指名をお願いいたします。

会 長 本日は、8番委員の佐藤委員と9番委員の福永委員にお願いします。

4. 議 題

事務局 議事に入りたいと思いますが、議事の進行につきましては、会議規則第4条の規定に基づき、会長をお願いします。

会 長 それでは、議案第33号、農地法第3条許可申請書審議についてを議題とします。
事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第33号、農地法第3条許可申請書審議について。
農地法第3条第1項の規定に基づき、別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求めるものでございます。

令和2年2月10日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

会 長 番号1番について審議したいと思います。

6番委員の奥名政成委員から説明をお願いします。

○6番 それでは、番号1番について説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

会 長 申請土地の位置について、事務局から説明をお願いします。

事務局 申請土地の位置の説明。

会 長 続きまして、6番委員の奥名委員から、番号1の所有権移転(有償)について、農地法上問題がないか説明をお願いします。

○6番 番号1番の所有権移転(有償)について、申請された内容を農地法に照らし問題

がないか説明します。

まず、①については、取得する土地に小作契約はありません。

②については、トラクター、管理機等を所有しており、全ての農地を効率的に利用される計画ですので、問題ないと思われます。

③については、該当しません。

④については、本人の従事日数は150日程度となっており、取得後は農地を適正に管理する計画もされており、問題ないと思われます。

⑤については、取得後の耕作面積が1万163平米で下限面積をクリアします。

⑥については、該当しません。

⑦については、問題ないと思われます。

会 長 現地調査を行ってありますので、2番委員の長野委員から説明をお願いします。
○2番 先月の1月29日に、会長、平井委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。

今回申請されている農地は、大字早川字下小塚にある農地2筆で、申請地には、柿、米の作付を計画されており、周辺の営農に支障を来すおそれがないことを報告いたします。

会 長 ただいま2番委員の長野委員から現地調査の報告、また6番委員の奥名委員から農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。意見はございませんか。

それでは、意見もないようでございます。採決を行います。許可することに賛成する方は挙手願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号1については、原案どおり許可することに決定いたします。

続きまして、番号2につきて審議したいと思います。

それでは、8番委員の佐藤委員から説明をお願いします。

○8番 それでは、番号2番について説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

会 長 それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局 申請土地の位置の説明。

会 長 続きまして、8番委員の佐藤委員から、所有権移転(有償)について、農地法上問題がないか説明をお願いします。

○1番 それでは、所有権移転(有償)について、申請された内容を、農地法に照らし問題がないか説明します。

①については、取得する土地に小作契約はありません。

②については、トラクター、コンバイン、田植え機、管理機等を所有しており、全ての農地を効率的に利用される計画ですので問題ないと思われます。

③については、該当しません。

④については、本人の従事日数は200日程度となっており、取得後は農地を適正に管理する計画もされており、問題ないと思われます。

⑤については、取得後の耕作面積が2万4,895平米で、下限面積をクリアします。

⑥については、該当しません。

⑦については、問題ないと思われます。

会 長 現地調査を行ってありますので、5番委員の平井委員から説明をお願いします。

○5番 先月の1月29日に、会長、長野委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。

申請地は大字仁田子字原ノ前にある農地1筆で、申請地には、米の栽培を計画されており、周辺の営農に支障を来すおそれがないことを報告いたします。

会 長 ただいま5番委員の平井委員から現地調査の報告、また8番委員の佐藤委員から農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。何かご意見はございませんか。

意見もないようでございます。それでは、採決を行います。許可することに賛成する方は挙手願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号2については、原案どおり許可することに決定いたします。

それでは、議案第34号、農地法第5条許可申請書審議についてを議題とします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第34号、農地法第5条許可申請書審議について。

農地法第5条第1項の規定に基づき、別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求めるものでございます。

令和2年2月10日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

会 長 それでは、議案第34号、農地法第5条許可申請書審議調書の番号1について審議したいと思いをします。

14番委員の本田委員から説明をお願いします。

○14番 議案第34号、農地法5条の規定による許可申請審議調書、番号1番について説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

会 長 続きまして、事務局から申請地の位置の説明をお願いします。

事務局 申請土地の位置の説明。

会 長 続きまして、転用申請に係る可否の判定について、14番委員の本田委員から説明をお願いします。

○14番 それでは、申請された内容を農地法に照らし問題がないかどうか説明します。
お手元のラミネート資料の転用申請に係る可否の判断をごらんください。
①については、今回の申請地は農振農用地ではありません。農地の状況としては、中山間地等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、良好な営農条件を備えているとはいえません。このため、農地法第4条第6項の第1号のイ及びロには該当しません。
②については、今回の事業達成のためにかわる土地はありません。
③については、資金計画、融資証明も添付されており、事業の実現性については問題ないと思われます。
④については、造成計画もなく砂利を敷きならす程度であり、隣接する農地に支障を及ぼすおそれはありません。
⑤については、今回の申請は仮設工作物ではないので該当しません。

会 長 現地調査を行っていますので、2番委員の長野委員から説明をお願いします。

○2番 先月の1月29日に、会長、平井委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。
申請地は大字田口字大原にある農地で、農地の状況としては、中山間地などに存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で第二種農地に該当すると思われます。
今回の転用申請では、造成計画もないため土砂の流出も考えられず、隣接する農地や農業施設に影響を与えないことから転用による周囲の営農に支障を来すおそれのないことを報告いたします。

会 長 ただいま2番委員の長野委員から現地調査の報告、また14番委員の本田委員から転用申請に係る可否の判断である農地法第4条第6項の各号には該当しないと説明がありました。
これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。何か質問はございませんか。
はい、どうぞ。

推進委員 現地は竹山と思うとですよね。そのまま砂利を敷いたぐらいで資材置き場として使用できるかな、と思ったもので。

会 長 事務局。

事務局 今、最適化推進委員さんから意見がありましたけれども、現地は手入れが行き届かなくて竹が生えているような状況です。申請では、これを切って、さっき説明がありましたように、木材の廃材等を置く置き場ですので、砂利等しか敷かないとい

うことでございます。

右手のほうは道路、少し段が高くて、左のほうが低いというところで、隣が宅地です。排水についても間に排水路がありますけども、そちらのほうとの協議も終わっているというところで問題はない状況だと思います。

会 長 坂本委員、よろしいですか。

推進委員 竹は、伐採しただけでは次から次に出てきますので。やっぱり根を掘り返さなければいけないと思いますが。

会 長 事務局。

事務局 今の計画では、そこまではされないということです。今委員さんがおっしゃられるように、竹が出てきたら、それは支障になると切られるかと思います。

転用に伴い、そこにモルタルを打ちなさいというのは事務局としては言うべきではないと思います。申請では、どうされるかということでお尋ねしましたら、砂利を敷きならす程度というような答えでございます。

会 長 よろしいですか。

推進委員 はい。

会 長 ほかに何か。

佐藤委員、どうぞ。

○ 8 番 済みません、考え過ぎか知りませんが、廃材置き場っていうことですが、廃材の種類もわからないし、廃材ということは要するに使い道がなかわけでしょう。

継続的に置いていくなら、かなりの量になった場合、崩れたりとかそういうことの心配はしないでもいいのでしょうか。

会 長 事務局。

事務局 廃材の種類についてはわかりませんが、県道嘉島甲佐線を甲佐町の方から嘉島町のほうに行かれますと豊秋集落よりも少し手前ですけども、あそこに会社があります。あそこを見る、そんなに心配されるような状況ではないとは思いますが。崩れるようなことはされないとは思っております。

会 長 佐藤委員、よろしゅうございますか。

ほかに何かございませんか。

それでは、ほかに発言はないようでございますので、採決を行います。許可することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございました。全員賛成と認めます。それでは、番号 1 につきましては、当農業委員会としましては許可相当の意見をつけて県のほうへ送付をいたします。

続きまして、番号 2 について審議したいと思います。

それでは、2番委員の長野委員から説明をお願いします。

○2番

2番委員の長野です。それでは、番号2について説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

以上です。

会 長

続きまして、事務局から申請地の位置の説明をお願いします。

事務局

申請土地の位置の説明。

会 長

続きまして、転用申請に係る可否の判定について、2番委員の長野委員から説明をお願いします。

○2番

それでは、申請された内容を農地法に照らし、問題がないかどうか説明します。

それでは、お手元のラミネートの資料の転用申請に係る可否の判断をごらんください。

①については、今回の申請地は農振農用地ではありません。農地の状況としては、中山間地などに存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、良好な営農条件を備えているとはいえません。このため、農地法第4条第6項の第1号のイ及びロには該当しません。

②については、今回の事業達成のためにかわる土地はありません。

③については、資金計画、融資証明も添付されており、事業の実現性については問題ないと思われます。

④については、造成計画はなく、砂利を敷きならす程度であり、転用により隣接する農地に支障を及ぼすおそれはありません。また、申請地は既に整備されているため、始末書も添付されています。

⑤については、今回の申請は仮設工作物ではないので該当しません。

会 長

現地調査を行っていますので、5番委員の平井委員から説明をお願いします。

○3番

先月の1月29日に、会長、長野委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。

申請地は大字田口字免ノ上にある農地で、農地の状況としては、中山間地等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で第二種農地に該当すると思われます。

今回の申請地は、既に整備されており土砂の流失も考えられず、転用による周囲の営農に支障を来すおそれのないことを報告いたします。

会 長

ただいま5番委員の平井委員から現地調査の報告、また2番委員の長野委員から転用申請に係る可否の判断である農地法第4条第6項の各号には該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

はい、どうぞ。

○14番 ここは、道路の拡張工事をする予定ですよ。でも、なかなか話が進んでいない状況だとは思いますが最終的には今回の申請地も少し道路にかかるのでは。

その辺の買収とかいうのは問題ないのですか。

会 長 ちょっと待ってください。事務局何か。

事務局 今の本田委員の話なのですけども、ここの県道改良については二度、三度というふうに変更をされております。現地調査をしたときに、拡張の話もしましたが、本人はそういう話は聞いていないということでした。

余談ですけども、ここは熊本地震で被災され家が解体されていたときに、道づくり、あるいは集落づくりをするなら交付金等の対象にもなるというような話もあったのですけれども、なかなか話がまとまらず、今のよう状況となっています。これよりも少し西側のほうですかね。もう家が建てられているというような状況ですので、今から道を広げるということは、ちょっと難しいのかなというような状況だと思います。

本人さんも、拡張の話、拡張に伴う賠償の話については何も聞いていないということです。

以上です。

会 長 本田委員、よろしいでしょうか。

○14番 はい、よろしいです。交渉も進まず、家もどんどんできてくるので、道路の話がまとまらないって話を聞いたものですから。

会 長 本来、もともとは無断転用されている分だからですね。

○14番 そうそう。

会 長 その分は、少し申し上げときましたので、無断転用になっている分ですよと。したがって、今回は後づけじゃないですけども、始末書もちゃんととってあります。ほかに何かございませんか。

ほかに発言はないようでございます。それでは、採決を行います。許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。それでは、番号2につきましては、当農業委員会としましては許可相当の意見をつけて県のほうへ送付をいたします。

続きまして、議案第35号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定についてを議題とします。

事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第35号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について、別紙のとおり

諮問があったので意見の決定を求めるものでございます。

令和2年2月10日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

次のページをお願いいたします。

甲農第1860号、令和2年1月27日。甲佐町農業委員会会長岡本篤幸様、甲佐町長奥名克美。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について（諮問）。

農業経営基盤強化促進法第3条に基づく農用地利用集積計画について、同法第18条第2項及び甲佐町農業経営基盤強化促進事業実施方針により、農用地利用集積計画を定めたいので、同法第18条第1項の規定により諮問します。

続いて、次のページをお願いいたします。

農用地利用集積計画総括表、令和元年度第10回でございます。まずは、農用地利用集積計画の総括表でご説明いたします。

今回の利用権の設定につきましては、賃借権の再設定、6年の田が1筆の3,028平米、10年の畑が1筆の1,092平米ですので、賃借権の再設定の計としましては、田が1筆の3,028平米、畑が1筆の1,092平米です。また、賃借権の新規としましては、5年1カ月の田が18筆の1万9,203平米、同じく5年1カ月の畑が5筆の2,370平米、6年の田が4筆の4,727平米、10年の田が7筆の7,227平米で、賃借権の新規の計としましては、田が29筆の3万1,157平米、畑が5筆の2,370平米です。このため賃借権の小計としましては、田が30筆の3万4,185平米、畑が6筆の3,462平米となります。

使用賃借権につきましては、使用賃借権の新規の6年の田が1筆の148平米だけですので、使用賃借権の再設定、新規の小計は田が1筆の148平米です。このため、今回の利用権設定の合計としましては、田が31筆の3万4,333平米、畑が6筆の3,462平米となります。

また、所有権移転につきましては、田が1筆の398平米となります。

委員の皆様には審議していただきますのは、利用権設定の新規の案件と所有権移転案件となります。

詳細は、事務局から説明をいたします。

会 長 それでは、番号1について審議したいと思います。

事務局から説明をお願いします。

事務局 番号1について説明します。

（申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ）

次に、申請地の位置の説明。

続きまして、相手方の状況について説明。

番号1の相手方である譲り受け人は、認定農業者で地域の担い手として農業を頑張っておられます。主たる営農内容は、米を栽培されています。今回の申請地にも、米、野菜の栽培を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。

会長 ただいま、事務局から番号1について説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。何かご意見はございませんか。

それでは、質問もないようでございます。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。それでは、番号1については原案のとおり承認いたします。続きまして、番号2につきまして審議したいと思います。

事務局から説明をお願いします。

事務局 番号2について説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

次に、申請地の位置の説明。

続きまして、相手方の状況について説明。

番号2につきましては、これまで譲り受け人が譲り渡し人の農地を管理されておりましたが、更新の手続がおくれて契約切れとなったため、今回新規に契約する案件です。番号2の相手方(譲り受け人)の主たる営農内容は、米を栽培されています。今回の申請地にも、米の栽培を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。

会長 ただいま、事務局から番号2について説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。何かご意見はございませんか。

それでは、質問もないようでございます。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。それでは番号2については、原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号3について審議したいと思います。農業委員の長野委員はこの案件の相手方(譲り受け人)の親族です。農業委員会等に関する法律第31条、甲佐町農業委員会会議規則第11条に参与の制限に該当するため、審議が終わるまで退席をお願いします。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 番号3番について説明。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

次に、申請地の位置の説明。

続きまして、相手方の状況について説明。

番号3の相手方である譲り受け人は、認定農業者で、府領集落の人・農地プランにも位置づけられるなど、地域の担い手として農業を頑張っておられます。主たる営農内容は、米、野菜を栽培されております。今回の申請地にも、米、野菜の栽培を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。

会 長 ただいま、事務局から番号3について説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

佐藤委員。

○8番 反当たりの単価が一律じゃないのは、何か理由があるのですか。

会 長 事務局何か。

事務局 圃場で聞いたところによりますと、借りても良いというところと、借りたくないところがあるようです。この番号3番の一番上段の申請地ですが、ここは使用貸借になっています。

おそらく、あまりつくりたくない圃場だと思います。借りたくないけれど、地権者からどうにかしてくれということで使用貸借借になっています。また、金額の若干ずつ違うというのは、その辺があると思います。管理お願いしますということで、金額的には幾らでもいいですよということだろうと思います。

○14番 私のほうからいい？

会 長 はい。本田委員。

○14番 単純です。砂利を掘ってあるかないかです。昔、砂利掘ってあるのですよ。このため、水はけが悪いのですよ。おそらくそのせいだと思います。

会 長 佐藤委員、よろしいですか。

○8番 はい。

会 長 ほかに何かご意見ございませんか。

それでは、質問もないようでございます。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。それでは、番号3については、原案のとおり承認をいたします。

続きまして、番号4番から8番までにつきましては、相手方(譲り受け人)が同一なので一緒に審議したいと思います。

事務局から説明をお願いします。

事務局

番号4から番号8番までについて説明。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

次に、申請地の位置の説明。

続きまして、相手方の状況について説明。

番号4から番号8までの相手方である譲り受け人は、認定農業者で府領地区の人・農地プランにも位置づけられるなど、地域の担い手として農業を頑張っておられます。今回の申請地にも、米、麦、大豆の栽培を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。

会 長

ただいま、事務局から番号4から番号8について説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

それでは、質問もないようでございます。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。それでは、番号4から番号8については、原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号9について審議したいと思います。この案件の相手方(譲り受け人)は、最適化推進委員の緒方寛治委員です。農業委員会等に関する法律第31条、甲佐町農業委員会会議規則第11条に参与の制限が該当するため、審議が終わるまで退席をお願いします。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

番号9番について説明。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

次に、申請地の位置の説明。

続きまして、相手方の状況について説明。

番号9番の相手方である譲り受け人は、認定農業者で、早川地区の人・農地プランにも位置づけられるなど、地域の担い手として農業を頑張っておられます。主たる営農内容は、米、麦、大豆を栽培されています。今回の申請地にも、米、麦、大豆の栽培を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。

会 長

ただいま、事務局から番号9番について説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

質問もないようでございます。それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。それでは、番号9番については原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号10番について審議したいと思います。

事務局から説明をお願いします。

事務局

番号10番について説明。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

次に、申請地の位置について説明。

会 長

ただいま、事務局から番号10について説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。何かございませんか。

それでは、質問もないようでございます。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。それでは、番号10番については原案のとおり承認いたします。

それでは、今回提案がありました議案33号から議案35号まで全て終わりました。

これをもちまして、第11回定例農業委員会を終了いたします。

本議事録が真正であることを署名する。

署名委員 議 長

8 番

9 番